

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく

職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により広島県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により広島県教育委員会に対してされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

（広島県局設置条例の一部改正）

3 広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号に次のように加える。

(三) スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）